

## 「広報みなみしまばら」 広告掲載仕様書

- (1) 発行部数 16,900部 (毎月1日発行)
  - (2) 「広報みなみしまばら」の市が指定するページの欄に掲載する。
  - (3) 掲載期間は、連続最大12箇月掲載可能とする。
  - (4) 広告掲載枠は、原則月8枠、年間96枠(8枠×12月)を募集する。
  - (5) 広告枠は、A4版5段組の1枠(縦5cm、横9cm)とする。
  - (6) 刷色は市が他の記事との調和を図り、調整した色とする。
  - (7) 毎月15日までを申込期限とし、翌々月以降から掲載可能とする。  
(例：9月15日申請分は、10月初旬に審査後、11月号以降に掲載可能となる。)
- 広告主は、南島原市広告掲載申込書(様式第1号)と原稿を総務秘書課に提出し、審査会の審査を受け、広告開始となる。原稿は、完全版下で入稿するものとする。
- (8) 最終校正には、広告主と総務秘書課で綿密な調整を行うものとする。
  - (9) 広告掲載料は、1枠10,000円/月とする。